

松くい虫防除事業（伐倒駆除作業）仕様書

1. 松くい虫伐倒駆除に当たっては、本作業仕様書によるほか、災害防止、作業実施上、必要な事項について、作業着手前に監督職員の指示を受けること。
また、作業中においても必要な事項については、監督職員の指示により実施すること。
2. 危被害等があった場合は、速やかに監督職員へ報告して指示を受けること。
3. 被害木の表示を十分確認すること。
ただし、別途指示する場合はこの指示に従うこと。
4. 被害木の伐倒に当たっては、残存木の被害防止はもとより、作業者に対する安全確保に努め、以下に留意すること。
 - (1) 残存木の保護のため必要に応じ、枝落とし等を行ったあと伐倒方向を定めて伐倒すること。また、かかり木の除去、傾斜木の処理に当たっては、安易な方法によることなく安全に対する処置については万全を期すとともに、場合によっては、監督職員の指導のもとに実施すること。
 - (2) 強風等により、安全確保が困難な場合は伐倒を行わないこと。
 - (3) 作業実施上、特に被害木以外の立木を伐採する必要があるときは、事前に監督職員へ届出て指示を受けること。
 - (4) 被害木以外の立木等に損傷を与えたときは、速やかに監督職員へ届出て指示を受けること。
5. 伐倒、枝払、玉切、集積の各方法については、以下に留意すること。
 - (1) 伐倒高はなるべく地際から 30cm 以内とするが、安全上これによりがたい場合は監督員の指示により行う。
 - (2) 枝払いは被覆時にシートを損傷しないよう枝基部からおこなう。
 - (3) 玉切りは 1~2m とし、枝打ちを行い、枝は小切れ状態にする。
 - (4) 集積は、被覆内容積が 1m³を目安に積み込む。大径材や、地形により集積が困難な場合はこの限りではない。
 - (5) 枝条は被覆シートを破損することのないように幹材で押さえる。
 - (6) 傾斜地、不安定地へ集積する場合は杭による止めを行い、集積した被害材が転動することが無いように措置する。
 - (7) 歩道上には集積しない。
6. 被覆については、以下に留意すること。
 - (1) 被覆は伐採材の密閉性を第一とし、1m 程度の穴に材を入れ、シートで被覆する。
 - (2) シートが飛ばないよう、落葉層を除いた土壌を用い、シートの四辺を覆土する。
7. 作業の実施については、事業記録(日誌、記録写真等)を作成し、当日の実行本数実行面積、使用資材並びに処理数量(材積)等を記入して必要により監督職員に提示すること。
8. その他

- (1) 伐倒駆除の終了に当たっては、完了届けを提出する前に駆除の処理漏れがないか、再度作業区域内を見回り、必要に応じて監督職員の立会を求めること。
- (2) 作業実施のための諸施設及び労務者の管理等については、労働関係法令を遵守すること。
- (3) 作業地の火災防止に万全の措置を行い、不注意により失火しないよう注意すること。
- (4) 作業が終了したときは、監督職員の指示に従い、作業現場の片づけを行うこと。
- (5) 仕様書等に明記しない作業で、本作業の実施に必要な諸作業は、乙の負担において行うこと。
- (6) その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。